

デイサービス せいわ運営規程

（事業の目的）

第1条 医療法人誠和会が開設するデイサービス せいわ（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護事業、介護保険法に基づく第1号通所事業（以下「通所介護事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所におくべき従業者（以下「従業者」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定通所介護、介護保険法に基づく第1号通所事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の指定通所介護事業の従事者は、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

2 事業所の介護保険法に基づく第1号通所事業の従事者は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

3 通所介護事業の実施にあたっては、関係市町村及び地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4 事業所は、自らその提供する通所介護事業の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 デイサービス せいわ
- 二 所在地 倉敷市中島770-1

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所の従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1人（常勤1人）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 生活相談員 2人以上
看護職員 2人以上
介護職員 7人以上

機能訓練指導員 1人以上

生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員は、通所介護事業の提供に当たる。

三 事務職員 1名

事務職員は、必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。ただし、居宅サービス計画により、営業日及び営業時間以外でも、サービス提供を行う場合があるものとする。

一 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、8月14日から同月15日まで及び12月31日から1月3日までを除く。

二 営業時間 8時00分から17時30分までとする。

（ サービス提供時間 8時30分～17時00分 ）

（利用定員）

第6条 利用定員は45名とする。

（通所介護事業の内容）

第7条 通所介護事業の内容は次のとおりとする。

一 日常生活上の世話・・・日常生活動作能力に応じて、必要な支援を行う。

ア 排泄の誘導・介助

イ 移乗・移動の見守り・介助等その他の必要な身体の介助

ウ 養護（休養）

二 機能訓練・・・利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練並びに利用者の心身活性化を図るための各種サービスを提供する。

ア 日常生活動作に関する訓練

イ レクリエーション

ウ 行事的活動

エ 体操

オ 筋力向上訓練

三 食事提供・・・栄養並びに利用者の身体的状況及び嗜好を考慮し食事を提供する。
又、自力で食事を摂ることが困難な利用者には、食事介助を行う。

四 入浴介助・・・入浴の介助又は清拭等を行う。

五 送迎・・・利用者の居住区域ごとの送迎コースを設定し、車両送迎を行う。

六 相談、助言に関すること・・・利用者及びその家族の日常生活における介助等に関する相談及び助言を行う。

七 その他利用者に対する便宜の提供

（利用料その他の費用の額）

第8条 通所介護および介護保険法に基づく第1号通所事業における「介護保険給付対象サービス」と「介護保険給付対象外サービス」の利用料その他の費用の額は、通所介護の重要事項説明書又は介護保険法に基づく第1号通所事業の重要事項説明書の「3. 利用料」に示します。

（キャンセルにかかる費用）

第 9 条 通所介護および介護保険法に基づく第1号通所事業サービスをキャンセルした場合は、事業所の定めるキャンセル料が発生するものとし、その費用の額は通所介護の重要事項説明書または介護保険法に基づく第1号通所事業の重要事項説明書の「4. キャンセル料」に示します。

（通常の事業の実施地域）

第 10 条 通常の事業の実施地域は、倉敷市（児島地域を除く）の区域とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第 11 条 利用者は、通所介護事業の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意するものとする。

- 一 他の利用者が適切な通所介護事業の提供を受けるための権利・機会等を侵害してはならないこと。
- 二 事業所の施設・設備等の使用に当たっては、本来の用途に従い適切に使用しなければならないこと。
- 三 その他事業所の規則等を遵守しなければならないこと。

（緊急時等における対応方法）

第 12 条 事業所の従業者は、現に通所介護事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告するものとする。

（非常災害対策）

第 13 条 事業所は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期すものとする。

- 2 事業所の管理者は、防火管理者を選任する。
- 3 防火管理者は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施を行う。
- 4 事業所は、非常災害に備えるため、非常災害に際して必要な具体的計画に基づき、毎年年に2回以上避難、救出その他必要な訓練を行う。

（虐待防止に関する事項）

第 14 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- （1）虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- （2）利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- （3）その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 事業所は、事業所の従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、適切な業務態勢を整備する。

一 採用時研修 採用後2週間以内

二 継続研修 年2回

2 事業所の従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 事業所の従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

4 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人誠和会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成20年 1月 1日から施行する。

平成20年10月 1日改訂

平成21年 3月 1日改訂

平成21年 7月 1日改訂

平成23年 3月 1日改訂

平成23年 6月 1日改訂

平成24年 4月 1日改訂

平成27年12月 1日改訂

平成28年 6月 1日改訂

平成28年 9月 1日改訂

平成29年 4月 1日改訂

平成30年 8月 1日改訂

令和 1年 9月 1日改訂

令和 1年10月 1日改訂

令和 3年 4月 1日改訂

令和 6年 4月 1日改訂